

# 山東省專利獎勵弁法実施細則

2015年5月26日公布・施行

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)

北京事務所知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記  
するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証する  
ものではないことを予めご了承下さい。

## 「山東省專利獎勵弁法實施細則」の発表に関する通知

各市知識産権局、省直属関係部門、関係組織・機関

山東省の專利獎勵業務を遂行するため、省政府が公布した「山東省專利獎勵弁法」(魯政弁字[2015]45号文)に基づいて、「山東省專利獎勵弁法實施細則」を制定し、印刷配付する。したがってこれを執行されたい。

山東省知識産権局  
2015年5月26日

## 山東省專利獎勵弁法實施細則

### 第一章 總則

**第 1 条** 山東省の專利獎勵業務を遂行するため、「山東省專利獎勵弁法」(以下、「弁法」という)をもとに、本細則を制定する。

**第 2 条** 本細則は、山東省專利賞の申請、推薦、評議及び審査、授賞並びに管理監督などの業務に適用される。

### 第二章 評議及び審査組織

**第 3 条** 山東省專利賞評審委員会(以下、「評審委員会」という)は、主任委員 1 名、副主任委員 2~3 名、委員若干名を置き、省科学技術庁、省財政庁、省人力資源社会保障庁、省知識産権局及び関係分野の専門家で構成される。

評審委員会は、山東省專利賞の評議及び審査活動の手配と調整を担当し、專利賞授賞プロジェクト、奨励等級について奨励意見を提起し、山東省の專利獎勵業務における重大事項について検討し、処理し、山東省の專利獎勵業務の改善に関わる政策的な意見、提案を提起する。

**第 4 条** 評審委員会は、弁公室(以下、「評審弁公室」という)、専門評審グループを設置する。評審弁公室は、評審委員会の事務機構であり、山東省專利賞の評議及び審査に関する日常業務の手配と調整を担当する。専門評審グループは、省科学技術奨励業務専門家バンク、国及び省專利賞評審専門家バンクから無作為に選出した専門家により構成される。各専門評審グループはグループ長 1 名、メンバー若干名を設け、総人数は奇数とする。

**第 5 条** 評審専門家は、次の各号に掲げる基本要件を満たさなければならない。

- (1) 党の路線、方針、政策を徹底して実行し、国の知的財産権に関する法律法規を熟知する。評議及び審査業務の規律を厳守し、公正、清廉潔白を保つ。
- (2) ハイレベルな専門技術職に就き、関係分野の技術の状況及び專利に関わる業務上の知識を熟知する。
- (3) 身体的に健康で、專利賞評議審査業務の任に堪えうる。

### 第三章 申請と推薦

**第 6 条** 專利賞申請業務は通常、各奨励年度の 6 月より前に行う。省知識産権局のウェブサイトにおいて、申請通知を公布し、申請期間、申請範囲、申請書類及び受理方法を明示する。

**第 7 条** 評議及び審査の質を保証するため、「弁法」第 6 条でいう專利的申請について、次の各号に掲げる条件を満たさなければならない。

- (一) 申請の前年度の 12 月 31 日以前(12 月 31 日含む)にすでに專利権を取得している。
- (二) 報償を申請する專利技術及び專利製品は、国及び省の産業政策に適合しなければならない。
- (三) 人体の健康、公共の安全、公共の利益にかかわる特殊な製品(動物実験、食品、薬品、遺伝子工程技術及び製品など)について、報償を申請する前に、すでに関連する法律、行政法規の規定に従って許諾証明書を取得した。

**第 8 条** 「弁法」第 6 条でいう「山東省專利賞申請書」(以下、「申請書」という)は、省知識産権局が一括して作成し、主な内容として專利の基本情報、專利の品質評価、活用及び保護措置

並びに成果、技術の先進性評価(設計の要点及び思想の叙述)、社会的便益及び将来性、受賞状況及び相応する証明書書類を含む。

**第9条** 推薦組織・機関は、「申請書」の内容を入念に確認し、自組織・機関において公示しなければならない。公示終了後、推薦組織・機関が推薦状を発行し、プロジェクト「申請書」などの書類と併せて評審弁公室に届け出る。

**第10条** 評審弁公室は、「弁法」の規定に従って、申請書類の合法性、規範性、整合性などについて審査を行う。初期審査を通過した専利について、評審弁公室が省知識産権局のウェブサイト上で公示する。公示期間は5営業日とする。

**第11条** 推薦組織・機関は、1回目の推薦において推薦者の人数制限を受けない。但し、その翌奨励年度の推薦数は、前奨励年度の推薦量をもとに調整する。

院士が推薦する場合、院士2名が連名で行わなければならない、且つ各院士が同一の奨励年度において推薦可能な自身の専門分野の専利は2件を超えない。

#### 第四章 評議及び審査の基準と手順

**第12条** 山東省専利賞の発明及び実用新案プロジェクトに対する評議・審査基準は次のとおりとする。(一)専利権が安定して維持され、専利文書の質が優れている。(二)技術案に新規性があり、進歩性が強く、本分野において決定的で、重要性の高い技術的課題の解決に傑出した貢献をなした。(三)専利技術の移転、実用化の成果が顕著で、専利製品の将来性が高く、産業構造の改善及び向上に多大な役割を果たし、顕著な経済的、社会的便益を得た(四)強力な専利権保護措置を講じ、規範な管理制度を構築している。

**第13条** 山東省専利賞の意匠プロジェクトに対する評議・審査基準は次のとおりとする。(一)専利権が安定して維持され、専利文書の質が優れている。(二)形状、図案、色彩の設計が独特で、芸術性、象徴性、機能性の融合が優れており、製品の所属分野において傑出した設計の要点と好ましい設計思想を有し、製品の品質が安全で、且つ信頼性があり、実用性が高く、環境に配慮し、未来の健康的なライフスタイルをリードし、文化的な内実を有するなどの特徴がある。(三)積極的且つ自発的に専利の実施及び活用に努め、製品の市場競争力の向上に対して大きな意義を持ち、傑出した経済的、社会的便益を取得し、将来性が優れている。(四)積極的且つ自発的に専利権保護措置を講じ、規範な管理制度を構築している。

#### 第14条 初回評議

##### 1. 専門別グループ分け

公示を経て合格した評議対象専利について、評審弁公室が専利IPC分類に従い、所属学科の分類方法を踏まえて若干のグループに分ける。

##### 2. 機械検査

国又は省の専利サービス機関が専利情報データベースを活用し、評議対象専利の客観的指標について検索、評価を行う。

##### 3. オンライン評価

評審専門家がインターネットを通じて、専利賞の評価・審査基準をもとに、申請書類について評議及び審査を行う。

##### 4. 会合評価

各専門評審グループが機械検査、オンライン評価の結果をもとに初回評議答弁を手配し、無記名投票で表決をとり、奨励一覧表、奨励等級意見書を作成する。

#### 第15条 最終評議

評審委員会が初回評議プロジェクト提案一覧の中から一定の比率で一部の優れたプロジェクトを選出し、特別賞及び一等賞の答弁の実施を手配する。評審委員会が最終評議會を開き、

初回評議及び最終評議プロジェクトの状況をもとに総合評価を行い、記名投票で表決をとり、最終奨励意見書を作成する。

**第16条** 省の専利賞の各評議審査会議の進行手順及び表決ルールは次のとおりとする。

1. 省の評審委員会、各専門グループは評議審査会議を開くにあたり、四分の三以上の委員が参加して初めて、表決結果を有効とする。
2. 特別賞、一等賞のプロジェクトについては、会議に参加した専門家の三分の二以上の同意を得なければならない。
3. 二等賞、三等賞のプロジェクトについては、会議に参加した専門家の二分の一以上の同意を得なければならない。

**第17条** 評審委員会が提起した奨励意見は、省の媒体上で公示する。公示期間は5営業日とする。公示期間に対する異議申立ては、評審弁公室が異議申立処理手続に従って処理する。

## 第五章 承認と奨励

**第18条** 奨励一覧表について、公示を経て異議がなく、又は異議が成立しない場合、評審委員会の主任に報告し、審査・決定を仰ぎ、評審弁公室が所定の手続に従って省人民政府に報告し、承認を仰ぐ。

**第19条** 省人民政府は、山東省専利賞を取得した組織・機関及び個人に対して、賞金及び証明書を交付する。受賞した組織・機関及び個人は、70%を下回らない比率で、取得した賞金・奨励を専利の発明者又は創作者に与えなければならない(発明者又は創作者と受賞した組織・機関及び個人が事前に賞金の分配について契約上の取り決めを行った場合、その取り決めに従う)。その他の奨励金については、専利関係業務に充てなければならない。

**第20条** 山東省専利賞の申請、評議及び審査、奨励などの業務の経費は、省の財政予算によって手配された省知的財産権(専利)資金から支出する。

**第21条** 申請後から専利賞の承認が公布される前までに、専利権を喪失した場合、該専利について受賞資格を取り消す。

## 第六章 異議申立てと監督

**第22条** 山東省の専利奨励は、異議申立て制度を適用する。いかなる組織・機関又は個人も、公示された専利に異議がある場合、公示期間において評審弁公室に申し立てることができる。公示期間を徒過した異議申立ては受理しない。

**第23条** 異議申立ては書面で行い、異議を申し立てる組織・機関又は個人の真実の身分、郵送住所、連絡先を表明しなければならない。異議を個人の名義で申し立てる場合、書類に氏名を署名しなければならない。組織・機関の名義で申し立てる場合、組織・機関の公印を押印しなければならない。

**第24条** 評審弁公室は、異議申立てに係る書類を受け取った後、異議申立ての内容を審査しなければならない。異議申立ての内容が専利の有効性、専利権紛争、申請書類、推薦書類の不実記載などにかかわり、且つ十分な証拠を提供できる場合、これを受理しなければならない。評議審査等級にかかわる意見は、異議申立ての範囲に属さないため、これを受理しない。

**第25条** 申し立てられた異議について、評審弁公室が所定の期間内に異議申立てに係る書類を調査、確認し、異議申立て処理意見を提起する。必要な場合、評審弁公室が評審委員その他の関係する専門家を集めて調査を行った上で、処理意見を提起する。処理意見について、評審委員会が最終的な裁決を下す。評審委員会の裁決意見は、異議申立人、推薦組織・機関(推薦者)及び申請者に通知しなければならない。

**第 26 条** 評審弁公室、推薦組織・機関及びその職員、推薦者並びに異議申立てに関する調査、処理の関係者は、異議申立人の身分の秘密を保護しなければならない。確実に公開する必要がある場合、事前に異議申立人の同意を得なければならない。

**第 27 条** 評議・審査業務の公平、公正、公開を保障するため、省専利賞の推薦、評議及び審査、奨励などのすべての業務に対して監督を行う山東省専利賞監督委員会を設立する。

#### **第七章 附則**

**第 28 条** 本細則は、省知識産権局が解釈の責任を負う。

**第 29 条** 本細則は、公布日から施行し、2020 年 4 月 30 日まで有効とする。